

許可
特殊車両通行 申請書()
認定

年 月 日

通行開始日	年	月	日
通行終了日	年	月	日

車 種 区 分	
車 両 番 号 等	車名及び型式
他 台	
他 台	

軸 種 数	
-------	--

住所

会社名・氏名

代表者名 TEL

担当者名 TEL

積載 貨物	幅	高 さ	長 さ
	品名		

車 両 諸 元	総 重 量	最 遠 軸 距	最小隣接轴距	隣 接 軸 重	長 さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高 さ	最小回転半径	最 大 軸 重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分		通行経路数	
------	--	-------	--

更 新 又 は 変 更 経 緯					
申請内容	年 月 日	許 可 番 号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			／		
前回			／		

許可証
特殊車両通行
認定書

第 号
年 月 日

許可
上記の通り する。ただし、別紙の条件に従うこと。
認定

許可証 の有効期間 認定書	自： 年 月 日
	至： 年 月 日

道路管理者

〔Ⅰ〕許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

〔Ⅱ〕審査請求又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求することができる(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分があつた日の翌日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(訴訟において を代表する者は と なる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、処分又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。))。